

新宮町告示第79号

令和5年第3回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年8月25日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和5年9月1日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君

片岡 誠治君

温水 眞君

安武久美子君

庵原 伸一君

西 健太郎君

大牟田直人君

横大路政之君

北崎 和博君

牧野真紀子君

上畝地白馬君

松井 和行君

○9月1日に応招した議員

全員

○9月4日に応招した議員

全員

○9月15日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和5年 第3回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和5年9月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年9月1日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第70号議案 新宮町簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第4 第71号議案 新宮町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第72号議案 新宮町子ども・子育て会議条例及び新宮町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第73号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第74号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第75号議案 令和4年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第76号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第77号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第78号議案 令和4年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 第79号議案 令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第80号議案 令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第81号議案 令和4年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 第82号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 第83号議案 令和4年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 第84号議案 令和4年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 第85号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について

- 日程第19 第86号議案 令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第20 第87号議案 令和5年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第21 第88号議案 令和5年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第22 第89号議案 工事請負契約の変更について（町道の野～寺浦線道路改良工事（第4工区））
- 日程第23 第90号議案 財産の取得について（マイナンバーネットワーク機器購入）
- 日程第24 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第25 報告第16号 令和4年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第26 報告第17号 令和4年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第27 報告第18号 令和4年度新宮町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第28 報告第19号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第29 報告第20号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第70号議案 新宮町簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第4 第71号議案 新宮町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第72号議案 新宮町子ども・子育て会議条例及び新宮町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第73号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第74号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第75号議案 令和4年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第76号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第77号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 第78号議案 令和4年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第12 第79号議案 令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第80号議案 令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第81号議案 令和4年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 第82号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 第83号議案 令和4年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 第84号議案 令和4年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 第85号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 第86号議案 令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第20 第87号議案 令和5年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第21 第88号議案 令和5年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第22 第89号議案 工事請負契約の変更について（町道の野～寺浦線道路改良工事（第4工区））
- 日程第23 第90号議案 財産の取得について（マイナンバーネットワーク機器購入）
- 日程第24 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第25 報告第16号 令和4年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第26 報告第17号 令和4年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第27 報告第18号 令和4年度新宮町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第28 報告第19号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第29 報告第20号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 江口 正明君 | 2番 片岡 誠治君 |
| 3番 温水 眞君 | 4番 安武久美子君 |
| 5番 庵原 伸一君 | 6番 西 健太郎君 |
| 7番 大牟田直人君 | 8番 横大路政之君 |
| 9番 北崎 和博君 | 10番 牧野真紀子君 |
| 11番 上畝地白馬君 | 12番 松井 和行君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君 議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	桐島 光昭君	副町長 ……………	田中 真人君
教育長 ……………	小川 隆弘君		
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課長 ……………	井上 美和君	税務課長 ……………	尾田 繁男君
住民課長 ……………	堺 好行君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	高木 昭典君	産業振興課長 ……………	森 真二君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	西田 大輔君
上下水道課長 ……………	高橋 忠久君	会計管理者 ……………	末永富士美君
学校教育課長 ……………	森 和也君	社会教育課長 ……………	桐島 聡君
代表監査委員 ……………	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

- 議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。
- 議長（松井 和行君） ただいまから、令和5年第3回新宮町議会定例会を開会いたします。
- それでは、配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。
-

日程第1．会議録署名議員の指名について

- 議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、横大路政之議員、9番、北崎和博議員、事故に備えて10番、牧野真紀子議員を指名いたします。
-

日程第1．会期決定について

- 議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
- お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの15日間といたしたいと思

います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの15日間に決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております定例会日程表のとおりです。議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（桐島 光昭君） 皆様おはようございます。

本日、ここに令和5年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、8月18日に新聞報道されました個人町県民税の特別徴収に係る誤徴収につきましては、町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしました。251人の方から、合計184万9,600円を誤って徴収してしまいました。これは、私どもの事務作業における確認の不徹底により引き起こされたものと認識をいたしており、今回の事案を厳粛に受け止め、今後このようなことがないよう全所属、再発防止に努めてまいります。本町議会を通じまして、町民の皆様にご深くおわび申し上げます。今後は、町民皆様の信頼回復に全力を尽くしてまいり所存でございます。

さて、5月29日に発表された例年になく早い梅雨入りも、7月25日には平年より6日遅い梅雨明けが発表されました。7月7日からの九州地方を中心とした記録的な大雨の中、福岡県内におきましては、7月10日を中心に線状降水帯の発生により、大雨警報の最大レベルとなるレベル5、大雨特別警報が発表され、24時間雨量が多い地域で400ミリを超える記録的大雨となっております。福岡県の発表によりますと、お亡くなりになられた方5名を含む人的被害12件、全壊32件を含む家屋被害が6,569件、道路被害が752件などとなっております。お亡くなりになられた方とご家族、被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、平成25年8月から運用が始まりました特別警報制度、特に大雨特別警報におきましては、福岡県における発令が6回と全国で一番多く発表されていることから、本町におきましてもハード、ソフト両面におきまして、いま一度確認するとともに、避難所の開設やその運営など災害対策に努めてまいり所存でございます。

5月に5類感染症に移行されました新型コロナウイルスの感染状況は、5類への移行後、感染者数が把握しづらい状況にあるものの、全国的に増加傾向だったものが、8月中旬を境にピ

ークアウトし減少傾向にあると報道をされているようです。5類に移行されたことから人々の活動も活発化し、町内におきましても3年、4年ぶりの各種イベントが再開され、多くの行政区におきまして夏祭りが開催をされているようでございます。私もいくつかの夏祭り会場をお伺いいたしまして、暑いさなかでしたが、皆さん笑顔に包まれ本当に楽しんでいらっしゃるようでした。町におきましては、常に感染拡大状況等に配慮しつつ、町の活性化に努めてまいり所存でございます。

令和6年秋に、現行の健康保険証廃止、マイナンバーカードと保険証を一体化することを盛り込んだ、いわゆる改正マイナンバー法の成立を受け、現在、その移行作業が続けられております。その中で、いわゆる紐づけのミスによるトラブル等が報告され、各自治体にも確認作業が要請されておりましたが、本町におきましては今のところ、そういった事案は確認をされておられません。今後も、町民の皆様にご迷惑をおかけすることがないように事務を遂行してまいります。

各種事業の進捗につきましては、町道の野～寺浦線改良事業は、本年度事業完了を目指して進めており、また、町道上府～三代線、町道深町線、新宮ふれあいの丘公園整備事業も計画どおり施行をいたしております。

自治体DXにおきましても、自治体情報システムの標準化を進め、FIT&GAP作業、さらには外部からの人材を得まして、より一層事業推進を図ってまいります。

カーボンニュートラルに向けた取組については、広報誌、ホームページを活用し、住民の皆様への啓発を継続実施するとともに、次年度策定予定の地球温暖化対策実行計画の基礎資料となる公共施設再生可能エネルギー導入調査を進めているところでございます。今後とも議員各位のご理解とご協力を賜りたいと考えております。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の制定、改廃5件、令和4年度決算認定10件、令和5年度補正予算4件、契約認定等2件、計21議案、諸報告5件となっております。なお、追加議案等の予定もございます。ご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。議会招集の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第70号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第70号議案、新宮町簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） おはようございます。

第70号議案、新宮町簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の設置等に関する条例の制定についてを説明いたします。

理由といたしまして、平成31年総務大臣通知で住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくために、令和6年度から公営企業会計の適用を求められており、記載の地方公営企業法等の規定に基づき、新宮町簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業に財務規定等を運用するために、条例を制定するもので町議会の議決を求めるものです。

1ページをお願いします。第1条は設置について。第2条は、地方公営企業法の財務規定等の適用について。第3条は、経営の基本についてで、簡易水道事業の経営規模の給水区域は相島の区域内で、計画給水人口は260人、1日最大給水量は130立方メートルとします。相島漁業環境集落整備事業の経営規模の処理区域は、相島の区域内で、排水人口は260人、1日最大処理能力は200立方メートルとします。第4条は、重要な資産の取得及び処分についての金額、面積についてを記載しております。

2ページをお願いします。第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合の金額について。第6条は、会計事務の処理について。第7条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等についての金額を示したもの。第8条は業務状況説明書類の作成についての期間等を記載しております。3ページをお願いします。附則としまして、第1条、この条例は令和6年4月1日から施行することとしています。第2条、経過措置として、新宮町簡易水道事業特別会計及び相島漁業集落環境整備事業特別会計の令和5年度予算にかかる収入及び支出については、令和6年3月31日をもって打ち切り、令和5年度決算については、なお従前の例によります。第3条として、新宮町簡易水道事業特別会計条例、新宮町簡易水道設置条例、新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計条例、以上の条例については廃止をいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 1つお尋ねします。

この条文中3万円という金額が出てきておりますけど、ちょっといろいろ調べたら、分かりませんが何かこの法的根拠があって、この3万円というような金額が出てきているのか、お伺いします。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） お答えします。

地方公営企業法34条において準用する地方自治法第243条の2、第2の2第8項の規定により定めるもので、賠償金の金額は、一応定期的に、生ずる賠償責任にかかる賠償額を勘案しております。

なお、こちらにつきましては、現在あります新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第5条に規定する金額を参考に同額としております。以上です。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） いや、一応、参考にしてあると思いますけど、この3万円というのは、何か法的に根拠として3万円というふうなものが定めてあるのかなと思って。

この234条の2の2項の8について、いろいろ法律を見てみましたが、その金額については何も示しがなかったんで、水道でいろいろ検討されましたけど、この3万円というのは何か地方自治法、この金額っていうふうなことは、法律上にもっているのかなというのを伺いますけど。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。金額というのは決まっていませんけれども、日常的に発生する可能性がある金額としておりまして、他の自治体では3万円とかいう基準じゃなくていろいろ、基準としての3万円というのはございませぬけども、うちとしましては先ほど言った新宮町水道等の条例を参考にいたしまして今回も同額にしております。以上です。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 新宮町で3万円というのであれば、それ以上であればいいというふうな新宮町内の会議等でそれを決めて条例に制定したということで、自主的に根拠はないということですか。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。他の条例では、自治体で20万円とか100万円とかいうところがございませぬけども、うちとしましては議会に報告するにはちょっと厳しく3万円以上ということにしております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。質疑ありますか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。

同じく第7条のところなんですけど、要するに、議会議決を要する負担付きの寄附の受領等ということで記載があるんですけど、この7条に記載されている内容をよく理解できないでお尋ねするんですけど、まず、寄附っていうのは一般的に下水の場合でいくと、例えばそのインフラとか、既設のインフラを寄附受けるというようなことが想定されるんだろうと思うんですけど、この場合の例えば、負担付きの寄附という書き方をされていますよね。

例えば、寄附を受けるに当たってメンテナンスをせないかんとか、そういうことが想定されるのか。というふうに読むんですが、具体的に事例として、こういうことが想定されるんですというのがあれば、ご説明いただきたいんですけどね。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。事例になるかどうか分かりませんが、開発による面整備とかにつきましては開発者負担での帰属という形に伴います。ですので、開発に伴う分についての負担という意味で書いております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） すいませんでした。給付した金額に対しまして、目的を示したものという意味で書いております。

○議長（松井 和行君） はい、横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 回答が回答になっていないので、もう1回繰り返し聞きます。

要するに、寄附もしくは、これ贈与を受け、同じようなもんやろうけど、受けるに当たって負担付きでしょ。ということで、想定されとるわけでしょ。例えば、それはどういう状態のものを想定するんですかということ聞きよるんです。ここに書いてある条文の中身だけでは、具体的にどういうことを指すのか、例えば議会議決が必要になるわけでしょ。こういう場合は、議会議決が要ります。3万円以下の場合は、同じ行為であっても必要ありませんという記載があるわけですから、結局、私たちが議決をするに当たってイエスノーの判断基準となるべきものが、どこに求められてくるのかっていうのはやっぱり想定としてやっぱり示していただかないと、私たちが考える寄附、要するに上下水道の寄附って言ったら、一般的に既設のインフラを要するに町へ渡すということで寄附、これは想定できるんです。それが何ですかということ聞きよるんです。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。今議員がおっしゃったような感じの事業の運営上、必要な設備についての寄附という意味で書いております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） ということはですよ。それは分かりました。私も想定していましたから、多分そうじゃないかなと。それ以外には考えられることってないんですか。

例えば、こういうことが想定できます、こういうことはあり得ますと。その辺を説明をください。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。ほかに考えられることとしまして、寄附で管渠をちょっと延長してくださいというふうな負担を求めたときにもあるような、分かん。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） はい。一般的なお話として、寄附金の中に一般寄附金、それから指定つきの寄附ってというのがありまして、その指定つきの寄附の中に、この負担つきの寄附というところがございます。この負担付きの寄附というものは、特定の事業を指定して、この事業のために使ってほしいという寄附があった場合に、それをこの議会のほうにもお知らせをして、必ずその事業に使っていただくというための寄附金ですので、その指定付きの寄附の中、大卒のこういう事業にというところではなく、このために使ってほしいという特定した事業の場合にされるものが負担付きの寄附になりますので、その寄附をされる方によっては、いろんな場合の事業形態というのが出てくるのではないかなというふうには考えています。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） では、これを最後にします。

今の説明からすると、例えば現金の寄附が仮にあったと。公会計、下水道会計であれ、水道会計であれ、あったとしたときに、このお金はここのエリアの分に使ってくださいねとか、例えばこういう設備をするために使ってくださいなんて条件がついたときに、3万円以上の寄附の場合は、これで受けていいですかということを議会議決を求めるということで理解すればいいんですかね。確認です。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。お示しのとおりだと思います。

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第70号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第70号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。西委員長、よろしく願いいたします。

日程第4. 第71号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第71号議案、新宮町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） おはようございます。

第71号議案、新宮町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由として、令和5年7月1日から新宮町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例及び新宮町副町長の事務分担に関する規定を廃止する訓令が施行されたこと並びに業務の効率化を図るため、新宮町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

2ページの新旧対照表で説明させていただきます。まず、第3条第2項第4号、子育て支援課を所管する副町長を副町長1人になりましたので、副町長に改め、第5条、委員会はもともと個人情報扱う会議ですので、明文化し第5項として委員会の会議は非公開とするを追加します。そして、第5条の次に新たに第6条、委員会は必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その者から意見または説明を聞くことができるとします。これは、委員会の審議において、専門的アドバイザーが必要となる場合に対応するための追加で、さらに第7条では、守秘義務条項が現条例には入っていなかったため追加して定めるものです。最後に、現在、第7条を先の2条を追加したことにより第9条となりますが、委員会の庶務は、子育て支援課において処理するとありますが、現状を反映すると、子どもの予防接種健康被害以外に成人の健康被害についても対象となることから、予防接種業務所管課と改めます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） はい。

今回、委員会の会議を非公開にするということで、個人情報を扱うということなので仕方ないかなと思うんですけども、具体的にこういう事例があるとかっていうような形で知る機会っていうのは、もう取れなくなるっていう、例えば情報公開とかで請求があったときに個人名を伏せて、何かこういう事例がありましたみたいな形で公表するとかということは、もう難しくなるということでしょうか。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） はい。

基本的には、かなりちょっとナイーブなところがございますので、個人的な情報というのは出せませんので、非公開ということが原則になると思います。情報公開等で本人等ですね、もしくはご家族等があれば、その際に審議いたしますし、基本的にはどういった何人とかですね、そ

ういったことまではお話ができるかと思いますが、どういった何件の審議があったということまで話せるかもしれないんですけども、内容についての公開は難しいかと思います。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第71号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第71号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第72号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第72号議案、新宮町子ども・子育て会議条例及び新宮町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） 第72号議案、新宮町子ども子育て会議条例及び新宮町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行され、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、新宮町子ども・子育て会議条例及び新宮町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

2ページの新旧対照表をご覧ください。この条例改正につきましては、上位法の子ども・子育て支援法において、条項号が変更となったことに伴う町の条例の改正でございまして、内容についての変更はございません。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第72号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第72号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6．第73号議案

○議長（松井 和行君） 日程第6、第73号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） 第73号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

4ページ以降の新旧対照表で説明させていただきます。この条例改正についても、上位法の子ども・子育て支援法において、第19条第2項が削除されたことに伴う条文の改正です。この削除による条例改正以外の変更については、7ページ中央から下より、第15条をお願いいたします。第15条第1項第3号につきましては、学校教育法第25条については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による学校教育法の改正で、同法25条に、2項第3項が新設されたことによる条例改正で、さらに下段の第4号は、こども家庭庁設置法の施行により、こども家庭庁の掌握事務への変更となったことに伴い、厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更する改正となります。

この先、8ページ以降につきましても、先ほど述べました子ども・子育て支援法第19条2項が削除されたことに伴う条文の改正が続きますが、10ページをお願いいたします。下から4行目、第37条第1項中、厚生労働省令から内閣府令に変更されたことにより、同省令から同令に改正。また12ページをお願いいたします。上から8行目、第44条中の厚生労働大臣から内閣総理大臣への改正についても、先ほど述べましたこども家庭庁の掌握事務が厚生労働大臣から内閣総理大臣へ変更となったための改正となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） こども家庭庁が、国が力を入れて4月からできたということで、

関連の条例とかの改正を今行ってらっしゃるんですが、各自治体において独自で国の方針に従って、各自治体で具体的なその組織の在り方ですとか、個々の子どもさんに対して、通常どおりとは違った新しい提案もできるっていうようなお話だったと思うんですが、今回のこの条例とかを議決した上で、また新たに新宮町独自のそういった話合いですとか、関係課がいろいろ一緒に協力し合って新しい組織をつくるというふうに理解しておりましたので、そういったことはもう並行的に進んでいくんでしょうか。

すみません、条例自体のこととは違うかもしれませんが、ちょっとお伺いしておきたいと思えます。何かそういう協議会なり、委員会なり、そういうのが設置ができて、今後進んでいくとかということになるんでしょうか。お聞かせください。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） はい。お答えいたします。

今現在、国の動向といたしまして、この秋に子ども大綱というものが示されて具体的な内容が示され、それから各自治体も大きく動き出すことかと思えます。新宮町といたしましては、現段階では仮称となりますけれども、子ども真ん中会議という複数課を集めたプロジェクトチーム、プロジェクトグループをつくりまして、これから検討を行っていくというところでございます。関係課、そして庁内の関係各団体とかですね、そういったご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、今その準備を行っているという状況でございます。以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） はい。分かりました。

そうしましたら、そういったことのスタート時期ですとか、そういったものもお知らせ願えればと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第73号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第73号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第74号議案

○議長（松井 和行君） 日程第7、第74号議案、新宮町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） 第74号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。まず、条例改正の説明の前に、家庭的保育事業者等について説明いたします。家庭的保育事業等とは、0歳から2歳の子どもが対象で、個人の自宅等において少人数で保育を行うものや事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育するもの、障害や疾患などで個別のケアが必要な場合、保護者の自宅において一対一で保育を行うものなどを家庭的保育事業者と言い、本町におきましては、この対象事業者はいないため、今回の条例改正により影響するものはないということを先に申し述べておきます。

今回の条例改正ですが、新旧対照表により説明いたします。

4ページをお願いいたします。第7条第1項の説明をする前に、下段3行目のほうの第8条の2から説明いたします。第8条の2については、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定める事項として児童の安全確保を加えるものとしたものです。

5ページをお願いいたします。第1項において、事業者の設備、活動、運営等安全に関する事項について計画を策定し、必要な措置を講ずることとしております。第2項において、安全計画を職員に周知、研修、訓練等を実施することを定めております。第3項において、乳幼児の安全確保に関して、保護者にも安全計画を周知し連携することを定めております。第4項において、必要に応じ安全計画の見直し、変更を行うことを定めております。

5ページ中段より下になりますが、第8条の3、第1項については、乳幼児の事業所外での活動等を行う場合、移動のため自動車を使用する場合は、乗降の際、点呼等により所在を把握、確認すること。第2項では、乳幼児の送迎の際、乳幼児の見落としのないよう必要な措置を講じ、所在の確認を行うことを定めております。

戻りまして、4ページをお願いいたします。第7条第1項については、家庭的保育事業者の中でも、居宅型、居宅訪問型保育事業とあって、障害、疾患など集団保育が困難な児童で、保護者の自宅において一対一で保育を行う場合においては、送迎の自動車等が必要ありませんので、先ほどの第8条の3の2、第2項は除かれるというものでございます。

6ページをお願いいたします。第11条につきましては、他の社会福祉施設を併設する場合、

保育特有の設備及び専従の人員については、保育に支障がない限り、共用兼務できるとするものでございます。第15条、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修等の定期的な実施に努めなければならないことを規定するものです。第26条は、こども家庭庁設置法の施行により、こども家庭庁の所管事務への変更となったことに伴い、厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更するという改正です。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。また、この条例による改正後の新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第8条の3、第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザー、その他、車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いることにつき、困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。また、この場合において、乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置にかわる措置を講じて、利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないということによって定めております。

以上、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第74号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第74号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第75号議案

日程第9. 第76号議案

日程第10. 第77号議案

日程第11. 第78号議案

日程第12. 第79号議案

日程第13. 第80号議案

日程第14. 第81号議案

日程第15. 第82号議案

日程第16. 第83号議案

日程第17. 第84号議案

○議長（松井 和行君） 日程第8、第75号議案、令和4年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出

決算認定についてを議題といたします。

この、本件から日程第17、第84号議案までの10件は、令和4年度決算の認定となっておりますので、一括上程し議題といたします。

それでは、第75号議案から第84号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 第75号議案、令和4年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、第84号議案、令和4年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定についてまでの説明をいたします。

7つの特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計並びに一般会計につきまして、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会認定に付するものでございます。それでは、令和4年度新宮町決算と表題がついております一覧表で説明をいたします。

第75号議案、令和4年度新宮町渡船事業特別会計から第84号議案、令和4年度新宮町一般会計まで、各会計の決算収支は記載のとおりでございます。第81号議案の令和4年度新宮町水道事業会計及び第82号議案の令和4年度新宮町公共下水道事業会計を除きます7つの特別会計の合計としまして、歳入は32億6,273万8,127円、歳出は32億16万932円、差引き6,257万7,195円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、7つの特別会計の実質収支の合計も6,257万7,195円となっております。

第81号議案、令和4年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、収益的収入7億3,965万5,612円、収益的支出6億7,328万2,783円、差引き6,637万2,829円となり、これから消費税分を除いた5,673万9,718円が当年度純利益となっております。資本的収入1,008万7,400円、資本的支出2億2,120万3,152円、差引きマイナス2億1,111万5,752円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額655万9,160円、過年度損益勘定留保資金2億455万6,592円で補填を行っております。

第82号議案、令和4年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、収益的収入9億6,538万6,357円、収益的支出9億3,907万4,575円、差引き2,631万1,782円となり、これから消費税分を除いた2,009万6,638円が当年度純利益となっております。資本的収入2億3,241万9,460円、資本的支出4億4,249万4,999円、差引きマイナス2億1,007万5,539円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額1,540万5,281円、過年度損益勘定留保資金1億2,242万6,034円、当年度損益勘定留保資金7,224万4,224円で補填

を行っております。続きまして、第84号議案、令和4年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入184億9,245万2,420円、歳出179億5,270万1,604円、差引き5億3,975万816円、継続費通次繰越額62万3,000円、繰越明許費繰越額1,770万6,000円、実質収支額5億2,142万1,816円となっております。

説明は、以上でございます。

○議長（松井 和行君） ここで決算に対する監査委員の監査意見をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） お手元の令和4年度新宮町歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見書をご覧ください。

去る8月22日に、新宮町長へ提出いたしました意見書と同一のものでございます。

まず、決算審査意見書であります。これは地方自治法及び地方公営企業法等の規定に基づき、令和4年度一般会計、特別会計、地方公営企業会計の経費、10件につきまして、関係諸帳簿との書類をもとに、温水委員とで詳細に審査を行い、この審査の結果を意見書としてまとめたものであります。

審査意見といたしましては、2ページの段落1で記述しておりますとおり、例月出納検査の集計と合致し、決算計数は正確であることを確認いたしました。

そして、次の段落2、段落3、段落4では、各会計ごとの歳入歳出額の年度総額と前年度比較額を記載するとともに、増減額の要因分析を行っております。第5段落以下では、予算の執行状況、事業の経営が適切かつ効率的に運営されているかについてを主眼に据え、関係課局長からの説明を受け、審査を行い、その結果を歳入歳出ごとに、今後執行部において検討改善を必要とする事項を私ども監査委員の意見として述べております。決算審査の結論といたしましては、歳入歳出ともに、おおむね適正に予算執行が行われており、ここで指摘すべき事項はございませんでした。

4ページ以降、34ページまでは各会計の歳入歳出について、款項目ごとに分析を行っております。

次に、35、36ページの基金運用審査意見書についてでございます。定額運用基金と積立基金について、審査を行っております。定額運用及び積立の両基金ともに、運用状況を示す書類の計数は正確であり、運用は確実かつ効率的に行われていることを確認いたしました。以上簡単でございますが、令和4年度の歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見書について、ご説明を申し上げます。

決算特別委員会での審議の参考にしていただけたらと考えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（松井 和行君） ありがとうございます。

ここで監査意見に対する質疑を許可いたします。

牧野議員。

○議員（10番 牧野 真紀子君） 1点だけお伺いいたします。

3ページのところなんですけれども、この指定管理制度のこの委託契約について書かれています。その中で、契約方法、契約相手方、契約内容等の見直しを検討されたいというふうに書かれてあるんですけれども、ちょっと具体的に例を示していただいて、どういうことなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（松井 和行君） 吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい。

述べてます指定管理者制度でございますが、現在、公の施設数箇所は一般社団法人等に管理委託しているか指定管理者制度の委託を行われております。その委託の内容を詳細に見てみますと、ほとんどが業務委託と変わらないような委託内容となっております。指定管理者制度というのは、逆に言えば、自主事業を行うこともできるというふうなことだというふうに考えておりますので、受託者は施設を利用して事業を行う、その事業で利益を生んで、そしたら逆に町から出ていく管理委託料も減少するかと思いますので、そのような契約方法、契約方法は今ほとんど随契ですので、提案公募だとか何とかで、提案公募型で、一般に広く周知して業者を募るというふうなことを考えています。

だから、それは契約方法と契約相手方、契約内容も自主事業を行っていいですよということで、そういうことで見直しをしていただきたいというふうに述べております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） その下のほうに、各種委員会等の委員就退任時などの食糧費についても、会食を実施する必要性を含め、全面廃止することが可能であるか検討されたいということで、何か問題か何かあったんですかね。

○議長（松井 和行君） 吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい、お答えいたします。

各種委員会の就退任時って今、退任と就任時に町の当局といろいろ会食をなさっておると思います。それで私、監査委員といたしまして考えるのは、委員さんもその業務については報酬なり、費用弁償なりをもらっておられます。そこで、逆にまたそれで町の経費で、それを会食するのはどうかと思ひまして、ここに述べさせてもらっています。それで、全部廃止するというのが難しければ、就任時とか退任時とか、どちらかとかいうふうにすればいいのじゃないかなというふ

うにして、ここで意見を述べております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにありますか。

横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。

ページは2ページ、下から5行目、徴収体制の強化に取り組むとともに、速やかに組織の抜本的な見直しにも着手されたいということで意見いただいておりますが、このことについて、例えば現況に問題ってどうか、改善の余地があるというふうなご判断のもとに指摘されているんだろうと思うんですが、この点ですね、もし仮に、例えばこういうふうなやり方があるんじゃないかとか、ご提案いただけるような内容があれば、ご指摘いただきたいなというふうに思います。

それから、次のページですね。食糧費、会食、食糧費については今質問があったんですが、具体的にここにこうだ、ああだっていうのは、非常に指摘しづらい部分もあると思うんですが、私も以前から例えば相当以前、もうずっと遡ること10数年前、例えば賀詞交歓会の際の飲食費を当時、公費でやっていたのをやはりこういうのは控えるべきなんだというようなことで指摘したことがあるんですが、やはり具体的に、例えば監査委員さんの意見として、行政当局に指摘する場合において、これはやめるべきじゃないかというのは、具体的に指摘された事例があるのか。会食の内容は別にしてですね、具体的に指摘した内容があるのかないのか、この辺をお聞かせください。

それから、もう1点が町民と直接かかわりがある窓口体制ワンストップ、このワンストップ体制っていうのは非常に私も町民と直接具体的にかかわりがあるという視点は、抜けてもやはりいろんなところで、いろんな行政に相談窓口にお越しになる方たくさんいらっしゃるんで、町民と直接が関係があるという前提はあってもなくても、なるべくワンストップサービスが実現できるように、やっぱり努力すべきだろうと思うんですね、組織をつくっていく上で。その辺で、これももし例えばこういうところがあれば、ワンストップサービス、窓口に統括したほうがいいんじゃないかというようなご指摘をされる部分があれば教えてください。

以上、3点お願いします。

○議長（松井 和行君） 吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい。

まず第1点目の2ページの徴収体制の強化でございますが、現在、町税は税務課のほうで徴収されております。その他負担金や使用料は、各課で徴収されております。それぞれの課でいろいろ努力されておまして、徴収率も上がっておりまして、自主財源である歳入の確保に貢献されているというふうに捉えております。しかしながら、収入未済額、不納欠損額、いまだに多額の金額があがっております。これをどうにか解決しないといけないというふうに思いまして、例え

ば、国保税と町民税、これは国保税は賦課するのは住民課でございまして、徴収するのは税務課、やっぱりここで責任の所在がはっきりしておりません。だから、例えばどういう組織にするか、ちょっと頭イメージ、ちょっと今わいてこないんですけど、町民税の徴収も一括して税務課か別の組織で徴収できるようにしたら、もっと徴収率も上がって収入未済額とか不納欠損額は減る。減っていくんじゃないかというふうに思っています。一朝一夕にはできないというふうには思っておりますけど、そういうことで、そういう組織を新しい組織か別の組織か課内の中の組織か分かりませんが、そういうのを一元化する、集中化するという組織をつくっていただいて、税負担の公平性、公正性の観点から必要ではないかというふうに捉えて意見として述べております。

次が2点目、食糧費であります。この食糧費、具体的に言いますと、町全体の食糧費が大きくなっているというふうにはとらえておりません。これは具体的に言いますと、消防費の中の非常備消防費の支出であります。令和4年度消防団、全国大会出場されて優勝されている。大変おめでたい喜ばしいことでありましたけど、これに伴いまして食糧費、旅費、使用料が多額に上っております。見ただけですぐ分かりましたので、述べさせていただいているんですけど、1つ述べました祝賀会の開催、これは福岡市で行われております。そして、町民はほとんど行政区長が2、3人出席されているだけで、あと関係団体団員さんたちでございまして。こうやって祝賀1回を開いてするのは、本当だったら私としては、町の中で町民全部に喜びを分かち合うような祝賀会を開いて欲しかったなというふうに思います。この金額も多額に上っておりまして、1人当たりが1万円以上になっております。そのほかにも消防団では懇親会、打ち上げ会と称して、いろんな食糧費が出されております。ここをやっぱり少し歯止めをかけないといけないんじゃないかなというふうに考えておりまして、意見として述べさせていただいております。消防団の皆さんは、町民の安全安心という社会生活をつくる上でも重要な一翼を担っておられるというふうに重々承知しておりますが、町民であります納税者の理解も得ることが大事ではないでしょうかというふうことを考えまして、意見として述べております。

次が、ワンストップサービス。住民の人が転入したりしていろいろと手続があると思います。それとまた住民の人は出生から死亡まで、いろんな手続が出てきます。それを各窓口に行くのも大変だと思います。特に、高齢者になれば耳が悪い、目も悪い、足腰も悪い、だからあちこち行くのも大変でございまして、そのような例えばワンフロアで事務処理ができるような、それとなるべく今、庁舎外の窓口がありますけど、それがやっぱり一本化して本庁の窓口で来ていただいたら、町民にとっても大変ありがたいのではないかというふうに思ひまして、ここで意見として述べております。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終わります。お諮りいたします。第75号議案から第84号議案までの10議案については、議長及び温水監査委員を除く議員10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認め決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

○議長（松井 和行君） ここで10時55分まで休憩をいたします。

なお、休憩中に、決算特別委員会の正副委員長を選出方をお願いしたいと思います。

○議会事務局長（井上 和広君） 委員の皆様は第2委員会室をお願いいたします。

午前10時48分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長は庵原伸一議員、副委員長は片岡誠治議員に決まりましたので、ご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、9月6日、7日、8日の3日間、決算特別委員会にて審査をお願いしますとともに、本会議最終日に審査結果の報告をお願いいたします。

日程第18. 第85号議案

○議長（松井 和行君） 日程第18、第85号議案、令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第85号議案、令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,289万1,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、5款1項1目特定健康診査等事業費において、令和6年度より健康診査の検査項目を増

やすことが国で決定したことにより、本町国保事業におきましても、それに対応するために、今年度中にシステムの改修を行う必要が生じたため、追加予算を計上するものでございます。6款1項1目一般被保険者保険税還付金におきましては、今年度中の歳出還付の還付金額が想定を上回るものが濃厚となりましたため、還付用の予算を追加計上するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。ページを戻りまして8、9ページでございます。歳入予算、収支調整といたしまして、6款1項1目繰越金を増額するものとなっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第85号議案、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第85号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第86号議案

○議長（松井 和行君） 日程第19、第86号議案、令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第86号議案、令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,402万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、17節備品購入費の施設備品購入費79万8,000円につきましては、こちらは新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴いまして、県が実施しております外来対応医療機関設備整備事業に基づくものでございまして、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者さんを診察する際に使用する空気清浄機を購入するものとなっております。特定財源といたしまして、2款1項1目医療施設等整備費補助金、外来対応医療機関設備整備事業費補助金の79万7,000円を充当するものでございます。同じく22節償還金利子及び割引料43万5,000円につきましては、令和4年度へき地診療所運営費補助金の額確定に伴う返

還金でございます。続きまして、2款1項1目医療用機械器具費の12節委託料、医療用機器ネットワーク改修委託料につきましては、こちらは令和4年度に心電計の買換えをいたしました。そちらのデータをこれまで紙管理でしておりましたが、この改修を行うことで実際に先生が診察をしているパソコン上で、心電図のデータ管理ができるようになります。過去のデータとの見比べなども非常にスムーズにできるようになるということで、心電計が新しくなったことでできるようになったことですので、こちらのほうも改修をいたして、このような対応ができるようにしたいということで改修を行うものです。

戻りまして8、9ページをお願いいたします。2款1項2目につきましては、先ほど特定財源で説明したものになります。4款繰越金につきましては、こちらで収支調整をさせていただいております。

説明は以上になります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第86号議案、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第86号議案は原案のとおり可決されました。

日程20. 第87号議案

○議長（松井 和行君） 日程第20、第87号議案、令和5年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第87号議案、令和5年度新宮町水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和5年度水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款水道事業費用は、補正予算額67万7,000円を増額し、合計7億2,841万4,000円とするものです。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,725万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,840万9,000円、過年度分損益勘定留保資金2億1,912万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1,972万1,000円で補填するものとする。」に改めるものです。

収入において、第1款資本的収入、補正予算額2,700万円を増額し、合計の1億3,599万6,000円とするものです。また、支出において、第1款資本的支出、補正予算額8,000万円を増額し、合計の3億9,325万円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第4条、予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費77万3,000円を増額し、合計の6,375万2,000円とするものです。

8、9ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出を説明いたします。1款1項1目原水及び浄水費、賃借料は営林署への国有林野電線路敷借地料3万4,000円を増額するものです。同じく、3目総係費の給料等の人件費に関するものは、会計年度任用職員に関する増減でございます。

10、11ページをお願いします。資本的収入及び支出、先に支出について説明いたします。1款1項2目配水設備工事費、工事請負費は下府地区土地区画整理事業に伴う配水管布設替工事で、8,000万円の増です。

次に、収入について説明いたします。1款1項1目負担金は、先ほどの資本的支出でも説明いたしました工事費の増に伴い、下府地区土地区画整理事業からの工事負担金で2,700万円を増額するものです。

最後に、4ページから6ページにかけて給与費明細を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第87号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第87号議案は原案のとおり可決されました。

日程21. 第88号議案

○議長（松井 和行君） 日程第21、第88号議案、令和5年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 第88号議案、令和5年度新宮町一般会計補正予算につきまして説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,284万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億5,396万5,000円とするものでございます。第2条、債務負担行為の補正、第3条、地方債の補正につきましては、4 ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正は、相島保育所及び学童保育所の指定管理者管理委託料について、指定管理者の指定の期間が令和6年3月31日で終了することから、令和6年度からの指定管理者の指定手続きを行う必要があるため、新たに計上するものです。期間、限度額については、記載のとおりでございます。

第3表、地方債補正は、変更としまして、新宮東小学校施設整備事業及び新宮中学校相島分校施設整備事業について、地方債の事業区分の変更に伴う充当率の変更により限度額を増額するもの、臨時財政対策債について、発行可能額確定による減額補正を行うもので、起債の目的、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたします。款を追いながらの説明の前に、人件費に関わるものの説明をいたします。副町長、退職職員の給料、手当の減額、職員の育児休業や病休に伴う給料の増減及び臨時的任用職員等の給料、手当の増減、職員の時間外手当、扶養状況等の変更に伴う関連手当の増額を行っております。

12、13 ページをお願いいたします。2款1項2目広報広聴費、17節広報用備品購入費は、平成26年購入のカメラが故障したため買い替えるものです。特定財源としまして、15款3項1目2節自衛官募集事務委託金を充当しています。

7目電算管理費、11節セキュリティアクラウド通信回線料及び12節ネットワーク改修委託料は、役場からシーオーレ新宮、そびあしんぐうまでのセキュリティアクラウド回線をフレッツ光に切り替えるためのネットワーク改修委託及びそれに伴う通信回線料の減額です。新規導入機器設定委託料は、パソコンの追加購入分の構築委託料を増額するもので、13節システム利用料は、資産管理システムのライセンス数が増えたため、ライセンス利用料を増額するものです。

12目コミュニティバス管理費、8節旅費は、地域公共交通計画の策定に伴い、法定協議会を開催するため、委員の費用弁償を計上するものです。

14、15 ページをお願いいたします。3項1目戸籍住民基本台帳費、12節システム標準化対応業務委託料は、戸籍情報システム及び附票システムのデータクレンジングを行うためのものです。特定財源としまして、21款5項3目1節デジタル基盤改革支援補助金247万円のうち211万2,000円を充当しています。3款1項2目福祉センター管理費、10節修繕料は、非常用発電機等の修繕を行ったことにより、今後の修繕に対応ができなくなるため計上するものでございます。

4目老人福祉費、18節福祉事業者支援助成金は、食材費や光熱水費等の物価高騰の影響を受けた施設への物価高騰分の助成を行うものです。対象は、福岡県の支援の対象外となっている本町が指定した施設、グループホーム2か所、地域密着型デイサービス1か所、居宅介護支援事業所4か所で、それぞれの施設の助成金額は、福岡県が実施する助成金額と同額としております。

7目障害者福祉費、18節福祉事業者支援助成金につきましても、4目老人福祉費と同様に、物価高騰分の助成を行うもので、対象は、福岡県の支援の対象外となっている本町が指定した施設、指定特定相談支援事業所3か所、指定障害児相談支援事業所2か所で、それぞれの助成金額につきましても、福岡県が実施する助成金額と同額としております。

8目介護保険事業費は、特定財源の21款5項1目1節デジタル基盤改革支援補助金の額が確定しましたので、財源更正をしております。

2項1目児童福祉総務費、12節こども計画策定業務委託料は、令和7年度から5か年の「こども計画」の策定にあたり、アンケート調査を行うためのものです。

18節特定教育・保育施設等物価高騰対策費補助金は、電気、ガス、ガソリン等の高騰の影響を受けている保育所等に対し支援するもので、対象となる町内の4つの園に電気代、ガス代の補助を行うものです。

特定財源としまして、16款2項2目5節保育所等物価高騰対策費補助金を充当しています。3目児童福祉施設費、14節施設整備費工事費は、今年度、新宮北小学校学童保育所の水道施設メーターの更新を予定していましたが、機具代の値上がりにより増額するものです。

16、17ページをお願いします。4款1項2目予防費、22節健康増進事業費補助金返還金、疾病予防対策事業費等補助金返還金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還返還金は、それぞれ実績に基づき返還するものです。

3目母子衛生費、10節修繕料は、幼児健診用のデジタル身長、体重計の修理を行うため計上するものです。

18、19ページをお願いします。8款4項1目都市計画総務費、1節報酬は、立地適正化計画策定協議会において、委員報酬が必要な委員が1名増えたため増額するものです。

2目公園費、14節公園施設整備工事費は、湊坂展望公園のオオキンケイギクの駆除のための草刈り及び沖田中央公園の遊具取替を実施するため増額するものです。公園整備工事費は、三代土地区画整理組合の事業に合わせて、ふれあいの丘公園内の造成工事を実施するため増額するものです。

6項1目住宅管理費、14節町営住宅改修工事費は、昨年9月の台風で被災した緑ヶ浜団地の防火扉の改修を行うため計上するものです。

20、21ページをお願いします。10款1項2目事務局費、18節学校給食費補助金は、令

和5年度の給食費において、食材費の高騰に伴う物価上昇分を補助するもので、補助額は小学校1食60円、中学校1食62円とし、それぞれの単価に1年間の給食の回数185回、及び児童・生徒数を乗じた額を計上しております。2項6目相島小学校管理費、12節施設整備工事設計委託料は、今年度、相島小学校の校舎の屋上防水及び外壁改修工事の設計を行っておりますが、あわせて体育館部分を追加する必要がでてきたことから増額計上するものです。

8目新宮東小学校管理費は、地方債の補正でも説明しましたが、22款1項7目1節新宮東小学校施設整備事業債において、事業区分の変更に伴う充当率の変更により増額となったため、財源更正するものです。10目新宮北小学校管理費、10節修繕料は、体育館ドアの修繕等、緊急の修繕箇所が多く予備的なものがなくなったため計上するものです。

22、23ページをお願いします。3項4目新宮中学校相島分校管理費は、こちらも地方債の補正で説明しましたが、22款1項7目2節新宮中学校相島分校施設整備事業債において、事業区分の変更に伴う充当率の変更により増額となったため、財源更正するものです。6目新宮東中学校管理費、10節修繕料は、防火シャッターのバッテリー等、緊急の修繕箇所が多く予備的なものがなくなったため計上するものです。

24、25ページをお願いします。6項6目文化財保護費、8節旅費は、令和7年度からの修復作業を予定しています横大路家住宅の調査指導に来られる文化庁調査官の特別旅費を計上しております。

7目図書館費、12節システム導入委託料は、令和6年度から入れ替わる図書館システムの構築のための委託料です。11款1項1目農林災害復旧費及び2項1目土木災害復旧費の14節災害復旧工事費は、現予算を7月の大雨により執行したため、今後の災害に備え計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。8、9ページをお願いします。

11款1項1目1節普通交付税は、額の確定によるものでございます。19款1項2目1節財政調整基金で収支調整をしております。

10、11ページをお願いします。22款1項9目1節臨時財政対策債は、額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 異例な質問をさせていただきたいんですが、予算にないので質問するんですが、町長いいですか。

普通は予算計上されたものに聞くんですが、今回は予算に計上されていないので、何ですかという質問をしたいんですが、先ほど冒頭、町長の挨拶の中で住民税の誤徴収に関わる謝罪があったんですが、それに伴って事務処理が行われておるわけですね。当然ながら、その当事者の

方に案内文書が行ったり、それに伴うもろもろの経費が発生したはずなのに予算計上がないと。我々は、そのことに対して、どういう経費を使ってどれだけの経費を使って処理されたのか全く分からない。現実には私その当事者の1人なんです。私の手元に郵便物が来たんですね。そこには、要するに当然ながら郵送料がかかると。しかしながら、その予算はどこにも計上されていない。ということから考えるとですね、一体どこからお金が出たのかなというのが、非常に不思議でお尋ねするわけですが、どういう処理をされているのか、ご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（松井 和行君） 税務課長。

○税務課長（尾田 繁男君） はい、お答えします。

処理的には、当該者であると言われました横大路議員のところに来た、まずは対象者に対してお詫び状を郵送しております。当然、それに係る郵便料金がかかっております。また、そこには口座の登録が分かる人には、いつ返しますというのはできるんですけども、口座が分からない人に関しては、返送の封筒とかも入れておりますし、あとは当然、超勤、対象者にお詫び状をつくらしたり、還付通知をつくるための超勤が発生しておるところでございます。

以上です。

通常業務でとっております郵便料金だったり、超勤も大体、月の超勤っていうのを大体確保しております、その中から今回は捻出しております。

すみません、当初予算で計上しております予算の範囲内で費用を捻出しております。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） そうしますと、このことによってどういう経費が発生してどれだけ、簡単に言うと、無駄な税金を使いましたよっていうのが明確にやっぱり出てこないかと思うんですね。ミスが起こることは人が作業してるわけですから、これはもうありうる話という想定の中にあります。じゃあ、当初予算に、こういうミスをフォローアップするための経費を織り込んだんですか。そうじゃないでしょ。多分、通常必要となるべき超過料金であるとか、郵便料金であるとかっていうのは当然、織り込んであったと思うんです。しかしながら、こういう突発的に起こったものに対しては、これだけの経費を使いますという予算計上がなされて初めて、議会としてもね、やはりそれだけ無駄な経費が発生したんですね、2度とこんなことが起こらないようにしましょうっていうのが議会の立場です。ところが、一切計上がなければ、闇から闇へ消えていく経費ということになるんじゃないかというふうに私は思うわけですね。ですから、いの一番に付随経費がこれだけ必要に、関連経費が必要になりますということを議会に説明して、これを補正予算に組みあげるべきだろうと思うんですね。その辺、町長どう考えていますか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

横大路議員、今おっしゃることも分かります。今回は、先ほど税務課長が申しましたように、郵送料等がかかっておりますけれども、当初で組んでおった予算の範囲内でどうも収まりそうだという、そういった判断をしたものですから、特段の補正予算の計上はいたしておりません。

そういったものを明らかにするために、わざわざっていうか、明らかにするために計上すべきではないかという意見は、おっしゃる意味もよく分かりますので、今後そういったことの形をとるかどうか検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） これを最後にしますが、やはり問題が発生した、要するにミスが発生したということをやっぱりきちんとあからさまにすることによって、次のミスを防ぐ手段にもなっていくわけですから、そこに伴う経費というのは、もうはっきり言って無駄な経費です。要するに、昼休み皆さんが職場の電灯を全部消してあるのも全部吹っ飛んだというようなことに私はなと思うんですね。ですから、やはりきちんとこれだけの経費がかかりました、無駄な経費がかかりました、あからさまにすることは僕は必要だと思うんですね。だから、今回内部で当初予算に計上していた経費で補ったとはいえ、今後どうするかっていう話は、またこれからやっていかないかんでしょうけど、私は新たに補正予算を私は組むべきだと、これだけの経費がかかりましたよっていうのをやはり住民の皆さんにもやっぱり知らせるべきじゃないかなというふうに私は考えています。だから、町長これからまたどうするかは、今度、町長の判断で決めていただければと思いますが、とりあえずそこは指摘しておきます。以上です。

○議長（松井 和行君） 答弁はよろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第88号議案、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第88号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 第89号議案

○議長（松井 和行君） 日程第22、第89号議案、工事請負契約の変更について、町道的野～寺浦線道路改良工事、第4工区を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第89号議案、工事請負契約の変更について説明をいたします。

町道的野～寺浦線道路改良工事（第4工区）について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。記といたしまして、1、契約金額、変更後の金額を1億825万6,500円、うち消費税及び地方消費税額は984万1,500円に変更するものでございます。変更前の金額9,669万円、うち消費税及び地方消費税額は879万円と比較をいたしまして、1,156万6,500円の増額となっております。

2、変更工期、変更後の工期を令和5年3月18日から令和5年12月28日までとし、89日間延長をしております。

3、契約の方法は随意契約でございます。理由といたしまして、町道的野～寺浦線道路改良工事（第4工区）について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要性が生じたので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いをいたします。（1）変更理由といたしまして、道路改良工事を実施するに当たり、補助金を有効に執行し事業の進捗を図るため、法面掘削工に合わせ小段排水工301メートル、縦排水工40メートル及び集水柵10箇所を増工することにより、工事費の増額及び工期の延長を行うものでございます。（2）としまして契約の相手方を参考のため記載をしております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第89号議案、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第89号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 第90号議案

○議長（松井 和行君） 日程第23、第90号議案、財産の取得について、マイナンバーネットワーク機器購入を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第90号議案、財産の取得について、下記のとおり財産を取得するものでございます。

記といたしまして、1、取得財産はマイナンバーネットワーク機器購入、2、契約の方法は指

名競争入札、3、取得金額は460万9,000円、うち消費税及び地方消費税額41万9,000円、4、業者名は福岡市中央区港2丁目5番4号、株式会社日和通信、代表取締役、荻原豊、5、納期は契約締結の日から令和6年3月29日まででございます。理由といたしまして、マイナンバーネットワーク機器を購入するため、令和5年7月28日に指名競争入札により業者を定めましたが、その者から購入するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。(1)といたしまして、入札結果表を添付をしております。予定価格から消費税等を除いた金額は670万円。これに対し、5社指名をいたしまして、1社が入札辞退となっております。(2)は概要といたしまして、メインL3スイッチ2台、サーバー及びフロアL2スイッチ5台などを購入するものでございます。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第90号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第90号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24. 請願第1号

○議長（松井 和行君） 日程第24、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の採択の要請についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。

横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 請願1号の趣旨説明をさせていただきます。

請願1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について、の説明をいたします。

請願者、横山洋子様、住所、連絡先は記載のとおりです。紹介議員は、私横大路政之と西健太郎議員です。まず、意見書案に沿って説明をさせていただきます。提出先につきましては衆議院議長、細田博之様、参議院議長、尾辻秀久様、内閣総理大臣、岸田文雄様、財務大臣、鈴木俊一様、総務大臣松本剛明様、文部科学大臣永岡桂子様、以上6名でございます。

それでは、従来は意見書（案）を読み上げておりましたが、もう既に配布済みでございますので

読み上げはいたしません。

補足説明をさせていただきます。義務教育の地域間格差をなくすための大きな要素が予算面の格差をなくすことですが、その格差を補完するのが義務教育費の国庫負担制度であります。しかし、現在の国庫負担3分の1では、自治体間で財政力に大きな格差があるため、格差是正にはなっておりません。さらに、自治体は補填する割合が高いため財政に大きな負担がかかっているのはご存じのとおりです。

また、教職員定数にも制限がかかる結果となり、昨今、社会問題化している教職員の過重労働の一因にもなっております。

以上のことから、将来の日本を担っていく子どもたちが、豊かで安定した教育が受けられるようにするためのものであります。

この請願は、新宮町議会に毎年提出されており、毎回、全会一致で採択されてきましたことを申し添えておきます。

請願1号を採択していただきますよう、よろしく願いいたしまして補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、請願第1号は、文教生活常任委員会で付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、請願第1号は文教生活常任委員会に付託いたします。庵原委員長、よろしく願いいたします。

日程第25. 報告第16号

○議長（松井 和行君） 日程第25、報告第16号、令和4年度新宮町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 令和4年度新宮町土地開発公社経営状況報告について説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。このページは、令和4年度の事業報告として、役員に関する事項及び理事会に関する事項について記載しております。

2ページをお願いいたします。このページから、令和4年度の公社事業実績報告書となります。

用地の取得につきましては、上府交流広場等整備事業用地として2件、千年家緑地整備事業用地として2件、計4件で取得面積の合計が1万5,800.25平方メートル。合計金額が9,312万4,957円となっております。

続きまして、3ページ。用地の売却につきましては、湊・下府線道路用地として1件、福祉事業及び地域防災拠点用地として1件、中原～梅ヶ浦線道路拡幅事業用地として1件、新宮ふれあいの丘公園用地として11件、計14件で、売却面積の合計が1万9,169.68平方メートル。合計金額が1億834万9,311円となっております。

4、5ページをお願いいたします。収支決算書、収入の部の主なものにつきまして、ご説明いたします。1款1項1目用地売却収入、1億834万9,311円は、先ほど説明いたしました契約件数14件の用地売却に伴うものでございます。1款1項2目附帯等事業収入、1節土地貸付料は、JR新宮中央駅東口駐輪場用地及び三代・的野線道路用地を駐車場看板用地として貸付けており、その他貸付料、その他合わせて317万2,219円となっております。2款1項1目借入金、1節短期借入金として、15億円を借入れしております。内容につきましては、16、17ページに記載しておりますが、約6か月の短期借入れとして、7億5,000万円を2回金融機関から借入れております。以上、その他の収入とあわせて、収入合計16億1,154万79円となっております。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。支出の部でございます。主なものを説明いたします。1款1項1目公有用地取得費、1節用地費9,312万4,957円は、先ほど説明しましたとおり、契約件数4件分の用地費でございます。2款1項1目支払利息、1節支払利息56万7,123円は、先ほど説明いたしました短期借入金の返済時に生じた2回分の利息の合計額、3款1項1目借入金償還金は、1節借入金償還金15億円は、16、17ページの短期借入金明細書記載のとおり、金融機関から借入れていた事業資金を令和4年8月と令和5年2月に償還したものでございます。

以上、その他の支出とあわせまして、支出合計16億7,433万6,065円となり、収支差額はマイナス6,279万5,986円となります。

なお、8ページ以降に財産目録、貸借対照表、損益計算書、公有用地明細書などを添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第26．報告第17号

○議長（松井 和行君） 日程第26、報告第17号、令和4年度新宮町健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 報告第17号、令和4年度新宮町健全化判断比率等の報告について、ご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度新宮町健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものがございます。1ページ、総括表①健全化判断比率の状況でございます。

上段の表、中央から右側の実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、資金不足等が生じておりませんのでバーで表示をしております。その右隣、実質公債費比率は8.3パーセントで、令和3年度と比較して0.8ポイント増加しております。理由につきましては、単年度で見ますと分子を構成する元利償還金が増加したことに加えて、分母を構成する標準財政規模が減少したため、単年度の実質公債費比率が増加した結果、3か年平均も増加している状況となっております。

次に、右端の将来負担比率につきましては、将来負担額を充当可能財源が上回っており、将来負担比率がマイナスとなるため、バーで表示をしています。主な減少の要因としましては、充当可能財源等の充当可能基金が増加したことによるものです。

2ページから4ページまでは、算出表になりますので、ご参照ください。5ページをお願いします。公営企業会計に係る資金不足比率の状況につきましては、資金不足が生じていないため、バーで表示をしています。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第27．報告第18号

○議長（松井 和行君） 日程第27、報告第18号、令和4年度新宮町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 報告第18号、令和4年度新宮町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和4年度新宮町一般会計継続費精算報告書を議会に報告するものでございます。

1ページをお願いします。令和4年度に継続年度が終了した5つの事業について報告いたします。まず、1件目が2款1項例規整備支援業務委託料で、全体計画としまして総額418万円、年割額、令和3年度143万円、令和4年度275万円。これに対し、実績につきましては、支出済額が令和3年度は143万円、令和4年度は275万円で、年割額と支出済額との差はございません。

2件目、3款2項保育所等整備事業費補助金で、全体計画としまして、総額1億448万2,000円、年割額、令和3年度516万円、令和4年度9,932万2,000円。これに対し、実績につきましては、支出済額が令和3年度は516万円、令和4年度は9,932万2,000円で、年割額と支出済額との差はございません。

3件目は、8款2項開発道路整備負担金で、全体計画としまして、総額1,088万3,000円、年割額、令和3年度947万8,000円、令和4年度140万5,000円。これに対し、実績につきましては、支出済額が令和3年度は全額通次繰越を行いゼロ、令和4年度は1,075万5,860円で、年割額と支出済額との差が12万7,140円となっております。4件目は、8款4項スマートインターチェンジ設置検討調査委託料で、全体計画としまして、総額1,353万円、年割額、令和2年度405万9,000円、令和3年度41万8,000円、令和4年度905万3,000円。これに対し、実績につきましては、支出済額が令和2年度は405万9,000円、令和3年度は全額通次繰越を行ったためゼロ、令和4年度は947万1,000円で、年割額と支出済額との差はございません。

最後に、5件目が10款5項認定こども園施設整備費補助金で、全体計画としまして、総額3億7,395万9,000円、年割額、令和3年度1,845万円、令和4年度3億5,550万9,000円。これに対し、実績につきましては、支出済額が令和3年度は1,845万円、令和4年度は3億5,550万9,000円で、年割額と支出済額との差はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第28. 報告第19号

○議長（松井 和行君） 日程第28、報告第19号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第19号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから8ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せております。令和5年5月1日から令和5年7月31日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で6件、特別会計はございません。水道事業会計、公共下水道事業会計で12件ございました。

また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で45件、特別会計はございません。水道事業会計、公共下水道事業会計で5件ございました。参考資料として、入札結果表を添付をいたしておりますけれども、この参考資料の35ページのほう見ていただければと思います。こちらのほうで、新宮中央浄化センター脱臭フィルター取替工事でございますが、こちらのほうに契約辞退という表記がございます。こちらにつきましては、入札、開札の結果として、この入札辞退を行った業者のほう金額的に落札ということとなったわけなんですけれども、その後、業者のほうから契約を辞退したいという申出を受けました。どういうことですかという事情説明を行っていただきまして、4年間という形で発注をしたところでございますけれども、積算を3年間でしまったというところ今入札書の金額では契約を受けることができないという状況説明を受けました。そこで2番札を入れておりました業者のほうに契約が札での契約が可能かというところで、契約が可能というところで落札者を2番札のほうに変更をして、契約を現在行ったところでございます。この件に関しまして、契約辞退というところございましたので、何らかのペナルティというようなところで、入札であったり契約というような事務を悪質な形で妨害するというようなところまでの意図は確認できませんでしたので、今回につきましては書面による嚴重注意という形で、業者のほうには注意喚起、嚴重注意を行ったところでございます。

説明については以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 参考資料の36ページなんですけど、新宮中央浄化センターの臭気調査業務委託の件で入札金額が予定価格の半額以下っていうか、結構、低い数字だと思うんですけど、これは何かこう適正な価格っていうか、どうなのかなと、ちょっと分からないんですが、

その辺は町はどのように捉えてらっしゃるかということをお尋ねしたいんですけど。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい、ご説明をいたします。工事の請負契約につきましては、1,000万円以上の工事につきまして最低制限価格というようなことで落札率が低いものに関して、最低制限価格を割ったというような形であれば、失格というようなところで対応させていただいておるところでございますけれども、委託の分につきましては、現在のところ最低制限価格を設定するというような形では契約の事務を運用してはならないところで、あとは、業務委託の実施に関して適正な業務をやられておられるのかというようなところを確認しながら進めていくという形で、今のところ低い落札率というようなところに関して、特段の委託に関しては対応をしておるという形はとっておらないという状況でございます。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） この業務委託に関しては、適正に運営されるだろうなというようなことでとれているということですね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 今のところ、そういうふう考えております。以上です。

○議長（松井 和行君） 12時が近づきましたが、このまま会議を続けます。質問ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第29. 報告第20号

○議長（松井 和行君） 日程第29、報告第20号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 以上で報告を終わります。お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。これをもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。お疲れさまでした。

午後12時08分散会
